時事新報

驛遞局認可　（定價三錢）

明治十八年六月十八日
（西暦一千八百八十五年）
第九百九十八號
木曜日
日曜日休刊

賞勳

○明治十八年四月七日

會計二等副官督　志和祕喜行
從六位勳五等
會計一等軍吏正七位勳五等　本間順風
全　河野通知
全　一等軍醫　梅林濂
全　砲兵大尉　益谷彦一郎
全　李家頼瀬

時事報　報東京圖書館

不景氣救濟策

我輩ハ今ノ不景氣ヲ救濟スルニ倹約ノ堅守策ノミニ依賴スルヿヲ好マズ退守策亦甚タ有用ナリト雖ドモ其効驗甚タ緩慢ニシテ急ヲ救フノ用ニ適セズ他日漸ク其効顯ハレテ全國ノ景氣ヲ回復ヲ得タルノ時顧ミテ今ノ貧民ノ所在ヲ尋レバ曾去テ此世ニ在ラズ疾ク既ニ其籍ヲ鬼道ニ轉シ了リタルヲ見出サンヿヲ恐ルレバナリ故ニ我輩ノ望ム所ハ我政府ガ倹約ノ退守策ニ由リテ一箇年千萬乃至二千萬圓ノ政費ヲ省キ得ルモノナレバ唯其全額ヲ租稅ニ減シテ坐シテ景氣ノ回復ヲ待ツノ策ノミニ出テズ更ニ其ノ内ノ幾百萬圓ヲ國庫ニ殘留シテコレヲ實ニ大ニ勉强ノ進取策ヲ實行シ一挙シテ全國ノ好景氣ヲ驟返シ永ク國民ノ富榮幸福ヲ增進セントスルニ在ルナリ

紙幣減少シテ物價日ニ下落シテ農工商民皆其營業ニ損毛ヲ招カザルハナシ營業ニ利ヲ見ズシテ却テ損ヲ見ルヤウニテハ貸借ノ間ニ不義理ノ事多キ固ヨリ理ノ當然ナルモシ借金ハ返ヘサズ貸金ハ返ラズ世間信用ノ地ヲ拂ヒ同時ニ金融ノ閉塞シタルハ毫モ怪ムニ足ラザルナリ是ニ於テカ七朱利付ノ公債證書ハ額面百圓ニ付飛デ九十九圓ト爲リ年豊カニシテ米穀魚肉ハ餘リアレバ全國到ル處トシテ饑渴ノ民ヲ見ザルハナシ過刻ナ今日ノ不景氣ナル者ニシテ全國全社會ニ行渡リ數年以來未ダ回復ノ實兆ヲ見ザル者ナリ扨今他ノ一切ノ關係ヲ論セズ單ニ景氣回復ノ事ノミヲ達シテ足レリトノ法文ナラバ今日再ニ數千萬圓ノ紙幣ヲ增發スル是亦營業ノ少ナカラシテ其勢隨ノ著ルシキモノハナカラン然レドモ紙幣增發ノ一利ハ以テ其隨伴スル弊ノ百害ヲ償フニ足ラズ昨夜大醉今朝頭痛ニ堪ヘズトテ更ニ又酒ヲ求メテ一時ノ苦痛ヲ忘レ今タ一層ノ頭痛ニ惱ムノ愚ヲ笑フ者ハ明治十八年ノ今日再ビ紙幣增發ノ議ヲ可トスル者ナカルベキハ無論ノ事ナリト信スルガ故ニ我輩ハ此紙幣增發ヲ可否スル爲メニ無用ニ紙筆ノ勞ヲ執ルヿナカルベシ

今紙幣增發ノ害ナクシテ其功能紙幣增發ニ均シキモノアラバ我輩ハコレニ依賴シテ早ク全國ノ不景氣ヲ驅逐センヿヲ欲スルナリ然ニ其一法アリ他ナシ大ニ流通貨幣ヲ增加シテ隨テ大ニ全國ノ購買力ヲ增加勵事ノ農工商業ヲシテ一ダビ其運動ヲ始メテ復タ停止スルヿヲ知ラザラシムルニ在リ然ルニ紙幣以外ノ流通貨幣ハ本來無中ヨリ生出シ來ルベキ品物ニアラザルガ故ニ實物ノ勢力ヲ以テコレヲ求メザルベカラズ然レ我輩ガ前段ニ於テ倹約ノ爲守策ニ由テ得タル金額ノ内ニテ其幾百萬圓ヲ國庫ニ殘留シ置キコレヲ勉强ノ進取策用ニ供セント云ヒシ所以ナリ我輩ハ此數百萬圓ノ金ヲ使用シテ鐵タニ數千萬圓ノ國債ヲ外國ニ賣リ此數千萬圓ヲ内國ニ輸入シ今ヨリ一二年ヲ期シテ悉クコレヲ通貨ニ加ヘ物價ノ下落ヲ維持シ農工商業者ノ爲メニ利益ヲ剩シ信用回復シ金融ヲ潤カナラシメ農工商業ヲ活潑ナラシメ日本全國民ヲシテ永ク富榮幸福ヲ失ハザラシメント欲スルナリ

數千萬圓ノ外國債ヲ起シテコレヲ内國ノ流通貨幣ニ加ヘンコハ其効力ノ不景氣ヲ驅除スル十分ナルベキヤ疑モアルベカラズト雖ドモ此金ヲ通貨ニ加ヘ全國ニ流布スルノ方法如何ニ由テ其功益ノ大小如何モ亦分カルベキガ故ニ今此金ヲ何事ニ用ヒ何樣ニ配賦スベキヤ之ヲ論定スルモ亦甚タ大切ノ事ナルベシ議者或ハ云ハン田地ヲ抵當ニ貸付金ヲ爲スベシト或ハ云ハン商業ノ資本法ヲ以テ工業ヲ保護スベシト又或ハ云ハン商業ノ資本ヲ補助スベシト然レドモ我輩ハ思ヘラク此等ノ說皆其一方ニ偏シ其力ノ及ブ所廣大安全ナラズ決シテ同意スベキニアラズ唯今ノ日本國ニ於テ此金ヲ用ルニ最モ健全ナル法ニシテ其効力ノ最モ廣ク其利益最モ永久ナル者ハ鉄道布設ノ上ニ出ルモノナシ蓋シ鉄道ノ利益功能既ニ已ニ幾多ノ辨論說明アリテ世人ノ胸臆ニ忘レザル所今日又之ヲ再說スルノ要ナキガ故ニ我輩ハ之ヲ略シ唯鐵道ハ尋常ノ時勢ニモコレヲ布設セザルベカラズ日本ノ不景氣ノ有無ニ拘ハラズ苟クモ此國ヲ文明ニシ此國ヲ富强ニシ此國ノ獨立ヲ維持セントスルニハ今ノ時ニ當テ先ツ鐵道ナカルベカラズトス云フヲ以テ十分ナリトス扨今數千萬圓ノ外國債ヲ募リ得テ今日是非トモナカルベカラザル鉄道ヲ布設スルト同時ニ今日是非トモ始末セザルベカラザル不景氣ヲ驅逐スルハ所謂一挙兩得ノ妙策ニシテコレヲ斷行スルニ決シテ疑惑ヲ要セザルナリ

今ヤ全國農工商社會活氣ニ飢ヘ又仕事ニ飢ヘ金錢ノ窮ヘ極ノ時ニ際シ一年或ハ二年ヲ期シテ數千萬金ヲ一時ニ擲チ東西南北全國到ル處一時ニ鐵道工事ヲ起サバ先ツ此工事中ニ於テ人民ヲ仕事ヲ與ヘ金錢ノ窮ヘ漸ニシテ工事成リ鐵方ノ線路一成ノ實業ヲ執ルニ至レバ既ニ温氣ヲ催フシダル谷地ノ農工商業ハ李花ノ春雨ニ逢フ等シク萬物一時ニ綻ビテ晴天ノ雲ト見マガウバカリナラン蓋シ國中復タ一人ノ不景氣ヲ云フ者ナカルベキナリ鐵道ハ一旦不景氣ヲ救濟シテ又永久ニ好景氣ヲ維持スルノ効力ヲ有スル今ノ日本ノ不景氣ニ當リ單ニ退守策ノミニ依賴シテ坐シテ好景氣ノ自然ニ來ルヲ待タズ家ヲ進取策ノ宜シキモノヲ擇ビテ時ニ及ビテ此不氣景ヲ驅逐スルノ誠心アラン者ハ目下大ニ外國債ヲ募リ大ニ内國ニ鐵道ヲ布設スルノ外ニ個ノ妙策ナキヲ疑ハザルベシ

雜報

○陸軍免補　歩兵大佐山口濱臣氏外兩氏は去月廿六日に歩兵少佐夏原一郎右衛門氏は本月九日ゴ就も左の通仰付けらるとたり

免本職補東京鎮臺參謀長　鶴本鎮臺參謀長
補歩兵第八聯隊長
歩兵大佐　宮城淺八
歩兵中佐　宮地善春
鶴本陸軍省病院兼陸軍病院長二等軍醫正
免本職補歩兵第十三聯隊醫官兼鶴本陸軍病院往診課長
補佐倉營所次官　歩兵少佐　栗原一郎右衛門

○驛傳取締人　本月九日長野縣より驛傳取締人は該當業外の者を選擧するも差支なきやの旨驛遞局へ問合せたるに差支なき趣同局より回答したりと

○東京大學　本郷元富士町の東京大學は客年中新築の上一ツ橋外なる大學校より文、法二學部の本科生を引移らし先理學部の一科のみは元の儘なりしが本年暑中休暇に間に同部をも引移し跡は同豫備門の校舎に用ゐる都合なりと

○遠征軍の殘兵　五月十六日カイロ發の報によるとウオルスレー將軍の引率したる遠征軍の殘兵たる數百人の士官兵卒はゴーダーハルファ又カイロに到着したるが其過半は病籍に記入さるべきものなりといふ

○英國職工の政治思想　英國にては政權擴張案に基き來る十月と以て總体撰擧と爲すはづにて職工共の如き下等社會に迄も撰擧權の普及する事になりたるより近來に至り職工等い一般に政治上に心を傾け其仲間の者を國會に出さんと其處此處に集會して頻りに騷ぎ立つる中にもグラスコー、ニウカッスル及び其他大なる製造場の設ある地の職工等は每日職業を勉勵し多くの金錢を醵集して代議士の費用を供せんと頻りに稼ぎ居るよし蓋し英國の國會代議士は無給金にして其職を盡すの例規なるを以て貧民より擁ばれたる代議士が下院中に寥々たるも亦爾はれあるに非ずと雖ども若し英國の代議士が米國々會議員の如く相當の給料を受くる事となりたらば今日の下院は忽ち其性質を一變し貧民より撰ばれたる代議士が却て多數を占むるに至るべしと近着の米國新聞に見ゆ

○造船用材は樹木　先頃歐洲より歸朝したる武井山林局長には英國産のチーク樹を携歸りたる由なるが右之海軍艦製造用材は最も適切の樹木なると以て今度同局より栽培の方法を配したる書類を添へ此程海軍省へ差廻したるに同省にては之を九州地方の官林に植付る筈なるよし

○大砲拂下　海軍水雷局にて今度拂ひ下げたる七インチのクルップ砲及四インチのアームストロング砲五門は横濱なる獨逸商會にて購求し一昨十五日出帆れ名古屋丸にて上海へ向け驛送しさりと

○備後福山の洪水　備後福山地方い本月八日より非常の大雨にて寸時も止時なく翌九日も引續き大雨ありしかと爲め近方の山々より流れ來る雨水い芦田川に溢れ之れに氣したる橋々と纏流し數十箇處堤防とも破りされば其湧れ田畑は宛ら一面の海の如く又福山市中と氷溢れ近來未曾有の洪水なりし

○道路開鑿　島根縣石州濱田より山口縣周防山口に達する通路い險峻なる野坂峠の横りたるを以て運搬頗る不便を極めたりしが此度新道を開鑿して車馬と通行なさしめんとの計畫中なるよし

○米國ニウチルヤンス府萬國博覽會概略（前號の續）斯く不始末なる有樣あれば出品人い内外を問はず不平あらざるもの稀なり故に他所に於て當博覽會の評判極めて宜しからず隨て北方殷富地方の人も此評判を聽きて來會を見合すなるべし現に事務局が斯く會計上に困難を陷りたるも畢竟は縱覽人の數案外に少なく收入の金額大に損算に相違するが故なり又縱令博覽會の評判宜しく多數の人が他所より當地に入來る事ゐるも玆に一難事は市中に上等の旅宿乏しく又博覽會場と市中の中心との隔り七英里餘もあるに此間は鉄道の設なく唯四條の鐵道馬車とミシシピー河に二三隻の汽船あるのみにて到底多人數と愉快迅速に往來せしむる足らず今日迄案外に少なき縱覽人と雖とも朝夕い船車共に雜沓して其難渋なると北方至便の土地より來りたる人々には搭へ難き數の縱覽人は來り殺に付するの外なく築せしと云ふもの昨年一月頃迄は一河の水面より水が其後七箇月を出賃に驚き入たる事見あれた只建築費を用ゆるの暇あれば石の始末あれば問に過ぎざ本會に如何賢人數と云ふべし出品人は一人として出品は場中第一の上來りさる縱覽人が品は賣捌け難し又捌くと相成らずにては廣大なる誘は收金の考より出を許し賣捌品は拂はしむるとせに一割より引下賣品は必ず相當のからざるよしなれべし但し名產會社他より目立つて立い賣約濟となりする一事は當米國備の上達と近世文の聲價を得たる事の博覽會あるがらもざるべし

○淺草公園内　同所の萬葉が爲め遊歩人の來り今度同所の種々の草花を植付照して處々に掛茶屋がんとの工夫中

○支那遊覽雜記　（○銀國れ制　支那とも然るとも文明遊手順を踏み記標を一ゐする等普通に重量ゐて地銀の價用し兩、錢、分、厘の より發行する法貨し られと錢と云ふはるが故なりと云へ外に錫、鉛若干の一稱とし銀一兩は時の三吊文内外ゐ相當十錢許）その銀錠の五錢位の者もゐり又銀又は滿珠なと云ふ各省各州官府れ名ゐ證明し純銀と凡そ百有すと雖とも人民私者あるがゆゑその撿て損失も少からず

時事新報